

高齢者お役立ち情報誌「こすもす手帳改訂版」ができました

高齢者の皆さんが日々の生活を送る上で助けとなるサービス等が掲載されている「こすもす手帳」が改訂されました。65歳以上の1人暮らしの方およびご家族全員が75歳以上の世帯を対象として、順次個別配布される予定です。これは、市役所および市内各公共施設に備えてありますので、お持ちください。

▼掲載されている主な内容
弁当や食品の配達、移動販売、日用品・灯油の配達、外出支援、家事支援・生活支援、美容、クリーニング集配、訪問マッサージ、自転車・自動車の修理、趣味・健康づくり、居場所、ペット飼育支援、高齢者にやさしいサービス、見守り、医療機関、公共のサービス・相談窓口など。

※社会福祉協議会のホームページでもご覧いただけます。
社会福祉協議会
0475(72)1995



▲こすもす手帳改訂版(社会福祉協議会ホームページ)



低所得世帯支援給付金(10万円)を支給します

物価高騰による負担増を踏まえ、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対し、低所得世帯支援給付金(1世帯当たり10万円)を支給します。
▶対象=令和5年12月1日(基準日)において本市に住民票があり、令和5年度分の住民税が「均等割のみ課税されている方」または「均等割のみ課税されている方と住民税

非課税の方」で構成される世帯
▶申込方法=市から送付した確認書を、同封の返信用封筒で返送
※令和5年1月2日以降に本市に転入した方、令和5年度分住民税未申告の方がいる場合は、問い合わせください。
▶申込締切=5月31日(金)(消印有効)
☎0475(70)0330

低所得世帯支援給付金に係る子ども加算(5万円)給付について

令和5年度住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯の世帯主に対し子ども加算(児童1人当たり5万円)を支給します。
▶対象=令和5年12月1日(基準日)において本市に住民票があり、令和5年度分の住民税が「非課税の方」「均等割のみ課税されている方」または「均等割のみ課税されている方と住民税非課税の方」で構成される世帯の世帯主
▶申込方法=市から対象世帯の世帯

主宛に送付した確認書を、同封の返信用封筒で返送
※確認書は4月24日から順次発送しています。
※令和5年1月2日以降に転入した方、令和5年度分住民税未申告の方がいる場合、同一世帯ではないが世帯主と生計が同一である児童がいる場合は、問い合わせください。
▶申込締切=8月31日(土)(消印有効)
☎0475(70)0330

「民生委員・児童委員の日」活動強化週間

毎年5月12日~18日は民生委員・児童委員の存在や活動を広く知っていただくための活動強化週間です。民生委員・児童委員は法律に基づいて委嘱された地方公務員です。市民の方が生活する上で困難が生じたとき、地域の身近な相談相手として福祉サービスなどの紹介や助言を行い、行政や関係機関とのパイプ役となっています。生活の心配事や困り事など、お気軽にご相談ください。
☎0475(70)0330



◀令和5年度の啓発活動

人権擁護委員に穂坂あい子氏再任、武田尚子氏、石川普一氏が新任

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受け、人々の間に正しい人権の考え方を広めたり、人権が侵害された場合には、相談相手になって救済し

たりするなど、さまざまな面で活動しています。本市では、6人の人権擁護委員が人権相談や人権教室などの啓発活動を行っています。

- 人権擁護委員(敬称略)
川名 辰司
穂坂 あい子
内山 仁美
鈴木 光代

令和6年4月から市内で病児保育事業(病児対応型)が利用可能になりました

病児対応型病児保育とは、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難なお子さんを、病児保育の専用スペースでお預かりする事業です。
▼実施場所IIあひる保育園(小中770番地)
▼対象II0歳~小学6年生
▼保育時間II(月)~(金)8時30分~17時30分
▼利用料II2,500円/日

▼市外住民は3,500円。
▼定員II2人/日
▼申込方法IIあひる保育園ホームページの専用フォームから申し込み
※市外の病児保育施設の利用料に対する助成金は、5月31日(金)をもって終了します。詳細は問い合わせください。
☎0475(70)0347
あひる保育園
0475(72)7566

5月は児童扶養手当の支払期です

現在、手当を受給されている方および令和6年3月までに新たに認定を受けた方は、5月10日(金)に市から2か月分(令和6年3月分~4月分)が



武田 尚子
石川 普一

6月1日は「人権擁護委員の日」
毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、特設人権相談を実施します。相談は無料で、秘密は守られます。

男女共同参画だより

市では、令和3年3月に「第2次大網白里市男女共同参画計画」を策定しました。この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村計画であると同時に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)に基づく、女性の職業生活における活躍に関する施策についての市町村推進計画としても位置付けています。市ではこの計画に基づき、男女共同参画に関する各種施策を推進しており、毎年度末にこの計画の進捗状況を学識経験者や市民の代表から構成される男女共同参画審議会に報告しています。令和5年度は、計画に目標値を盛り込んだ41項目のうち達成できた項目は26項目で、全体として63.4%の達成状況となっています。詳細な進捗状況は、市ホームページに掲載しています。
☎0475(70)0342

屋外の社会体育施設の使用時間を延長します

5月1日(水)~9月30日(月)の5か月間、使用時間を1時間延長し、18時まで使用できるようになります。
▶対象施設=市営野球場、市営テニスコート、季美の森多目的広場、運動広場、弓道場、市営サッカー場(芝養生期間のため、5月7日(火)~6月7日(金)は使用不可)
☎0475(72)5708

市への意見・要望状況を公開

各区や各自治会、または各種団体や個人など、多くの皆さんから、道路整備や排水対策、交通安全など、さまざまな要望書や市長への手紙が寄せられています。これらの要望や意見は、今後のまちづくりの参考にするとともに、今後の方針について検討を図っています。
◆要望書
主に、地域の代表である各区長や各自治会長の皆さんからいただいています。市民の皆さんが十分協議を行った結果、地域で解決できない諸問題について、要望書として提出いただき、関係各課・関係機関で協議します。
◆市長への手紙
広聴事業の一環として、市民の皆さんの率直なご意見やアイデアを伺い、市政に反映させるために行っています。郵送、ファクス、メールのいずれかの方法で送付していただいています。郵送・ファクスの場合は、用紙と封筒(切手不要)を市役所受付、中央公民館、中部コミュニティセンター、白里出張所、老人福祉センターコスモス荘に備え置いています。メールの場合は、市ホームページの「市長への手紙」からアクセスしてください。※回答が必要な場合は、必ず氏名・住所・連絡先を明記してください。市長への手紙の趣旨と異なるもの(企業の活動や営業目的など)については、回答は致しかねますのでご了承ください。
☎0475(70)0307

要望書・市長への手紙の内容と件数(令和5年度)

内容	計
道路整備・道路計画に関すること	23
排水整備に関すること	12
道路安全対策に関すること	7
交通安全対策に関すること	8
防犯に関すること	1
不法投棄、ごみなど環境に関すること	8
下水道に関すること	1
市政・市町村合併に関すること	1
まちづくり全般に関すること	6
福祉行政に関すること	14
産業振興に関すること	2
観光振興に関すること	1
消防防災に関すること	10
公園に関すること	2
公共交通に関すること	11
教育行政に関すること	14
情報化に関すること	2
税金に関すること	4
医療に関すること	5
職員に関すること	3
施設に関すること	7
ガス事業に関すること	3
その他	26
合計	171